

# 介護保険制度が変わりました

市では、介護保険制度を安定的に運営するために見直しを行いました。被保険者の皆さんにその主な内容をお知らせします。

## 4月から実施

■第6期介護保険料が決定しました

基準額は  
73,200円(年額)

介護保険料は、今後3年間でどのような介護サービスがどれくらい必要になるかの見込みを考慮して3年ごとに見直しを行い、基準額を定めています。

4月からの第6期(平成27~29年度)では、増大する介護サービス費用に対応するため、第1号被保険者介護保険の基準額を月額6,100円に設定しました。

■特別養護老人ホームの入所基準が原則要介護3以上になります

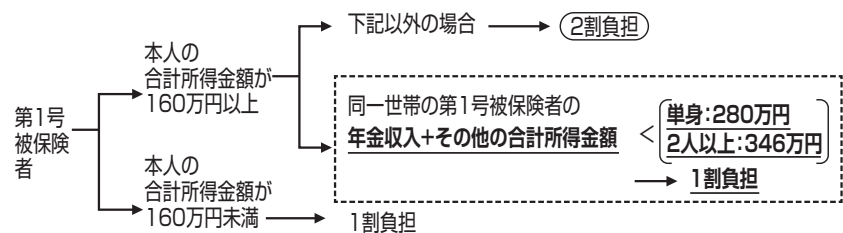
特別養護老人ホームの新規入所は要介護3から要介護5までの人が対象となり、原則要介護1・2の人は新たに入所することができなくなります。なお、すでに入所している人には適用されません。

## 8月から実施

■一定以上の所得のある65歳以上の人は、利用者負担が2割になります

一定以上の所得のある65歳以上の人が介護サービスを利用したときは、利用者負担が1割から2割になります。  
※64歳以下の人の利用者負担は1割です。

### ▽介護サービス利用時の利用者負担



### ▽高額介護サービス費の自己負担限度額

利用者負担段階区分	自己負担限度額(月額)
一般	37,200円(世帯)
市民税非課税世帯など	24,600円(世帯)
年金収入80万円以下など	15,000円(個人)

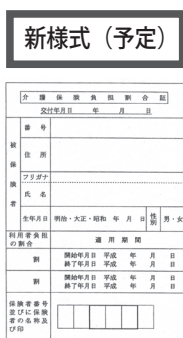
(平成27年8月から)

利用者負担段階区分	自己負担限度額(月額)
現役並み所得者	44,400円(世帯)
一般	37,200円(世帯)
市民税非課税世帯など	24,600円(世帯)
年金収入80万円以下など	15,000円(個人)

※現役並み所得者(世帯内に課税所得145万円以上の第1号被保険者がいる場合など)

■新たに介護保険負担割合証が発行されます

要支援・要介護の認定を受けた人全員に、自身の負担割合(1割または2割)を記載した「介護保険負担割合証」を7月ごろに発送予定です。有効期間は、8月1日から翌年度の7月31日までです(毎年度発行)。



■施設を利用している人の食費・居住費補助の要件に資産要件などが加わります

所得が低い人で、施設および短期入所サービス(ショートステイ)を利用している人の補足給付(食費・居住費補助)の適用要件が追加されます。

#### ※追加要件

●貯金など 一定額超の預貯金など(単身では1千万円超、夫婦世帯では2千万円超)がある場合には対象外です。※本人の申告で判定。不正受給に対する罰則(加算金)

### 瀬戸内市の保険料の基準額

73,200円(年額)

所得段階	対象となる人	調整率	年額保険料
第1段階	●生活保護受給者 ●老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の人 ●世帯全員が市民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額×0.45	32,900円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	基準額×0.75	54,900円
第3段階	120万円を超える人	基準額×0.75	54,900円
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額×0.9	65,800円
第5段階	80万円を超える人	基準額×1.0	73,200円
第6段階	120万円未満の人	基準額×1.2	87,800円
第7段階	120万円以上190万円未満の人	基準額×1.3	95,100円
第8段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の人	基準額×1.5	109,800円
第9段階	290万円以上400万円未満の人	基準額×1.7	124,400円
第10段階	400万円以上の人	基準額×1.8	131,700円

※平成27・28年度については、第1段階において公費負担により0.05の軽減措置があります。

### 介護予防拠点施設および地域交流サロンの使用料について

4月から、介護予防拠点施設および地域交流サロンの利用者に施設使用料を負担していただくことになりました。利用者の皆さんには、ご理解とご協力をお願いします。

なお、施設使用料などは、各施設の指定管理者にお尋ねください。今後とも地域づくりや交流の場として、施設の活発なご利用をよろしくお願いします。

- 【介護予防拠点施設】  
豊原つどいの館、磯上ふれあいプラザ、福岡ふれあいプラザ、七小路会館、富岡ふれあいプラザ、長船ふれあいプラザ
  - 【地域交流サロン】  
土師地域交流サロン、和田久保地域交流サロン、福里地域交流サロン
- ☎0869-26-5948

